

広島県立自然公園条例施行規則及び広島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

○広島県立自然公園条例施行規則（昭和三十九年広島県規則第八十七号）（第一条関係） 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（公園事業の執行の協議又は認可）</p>	<p>（公園事業の執行の同意又は認可）</p>
<p>第三条 条例第八条第二項の協議又は同条第三項の認可は、公園施設ごとに協議し、又は認可を受けるものとする。</p>	<p>第三条 条例第八条第二項の同意又は同条第三項の認可は、公園施設ごとに同意を得、又は認可を受けるものとする。</p>
<p>（公園事業の執行の協議の申出又は認可の申請）</p>	<p>（公園事業の執行の同意又は認可の申請）</p>
<p>第四条 （略）</p>	<p>第四条 （略）</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更）</p>	<p>（変更の同意又は認可を要しない軽微な変更）</p>
<p>第五条 （略）</p>	<p>第五条 （略）</p>
<p>（公園事業の内容の変更の協議の申出又は認可の申請）</p>	<p>（公園事業の内容の変更の同意又は認可の申請）</p>
<p>第六条 条例第八条第七項の規定による変更の協議の申出又は認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出して行うものとする。</p>	<p>第六条 条例第八条第七項の規定による変更の同意又は認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。</p>
<p>一～五 （略）</p>	<p>一～五 （略）</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更の届出）</p>	<p>（変更の同意又は認可を要しない軽微な変更の届出）</p>
<p>第七条 （略）</p>	<p>第七条 （略）</p>
<p>（承継の協議の申出又は承認の申請）</p>	<p>（承継の同意又は承認の申請）</p>
<p>第八条 条例第十条の三第一項の規定による承継の協議をしようとする者又は承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出するものとする。</p>	<p>第八条 条例第十条の三第一項の規定による承継の同意を得ようとする者又は承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>一〇五 (略)</p> <p>2 前項の協議書又は申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>三〇四 (略)</p> <p>(認可の失効の届出)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第二十条 条例第十一条第八項第三号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〇二 (略)</p> <p>三 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯籠、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある炭窯、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>五〇八の二 (略)</p> <p>九 信号機、防護柵、土留擁壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、若しくは増築すること(信号機にあつては、新築を含む)。</p> <p>十 (略)</p>	<p>一〇五 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>三〇四 (略)</p> <p>(同意又は認可の失効の届出)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第二十条 条例第十一条第八項第三号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〇二 (略)</p> <p>三 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>五〇八の二 (略)</p> <p>九 信号機、防護柵、土留よう壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、若しくは増築すること(信号機にあつては、新築を含む)。</p> <p>十 (略)</p>

改正後	改正前
<p>十一 道路の舗装及び道路の<u>勾配</u>緩和、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの</p> <p>十一の二 (略)</p> <p>十一の三 巢箱、<u>給餌台</u>、給水台等を設置すること。</p> <p>十一の四～十七の十三 (略)</p> <p>十七の十四 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区(以下「県指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業<u>若しくは協議した保全事業</u>として木竹を損傷すること。</p> <p>十七の十五 <u>環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律</u>(平成十五年法律第三百十号)第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>十七の十六～二十六の二十二 (略)</p> <p>二十六の二十三 県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業<u>若しくは協議した保全事業</u>として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>二十六の二十四～二十六の二十九 (略)</p> <p>二十七 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を</p>	<p>十一 道路の舗装及び道路の<u>こう配</u>緩和、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの</p> <p>十一の二 (略)</p> <p>十一の三 巢箱、<u>給じ台</u>、給水台等を設置すること。</p> <p>十一の四～十七の十三 (略)</p> <p>十七の十四 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区(以下「県指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。</p> <p>十七の十五 <u>環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律</u>(平成十五年法律第三百十号)第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>十七の十六～二十六の二十二 (略)</p> <p>二十六の二十三 県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>二十六の二十四～二十六の二十九 (略)</p> <p>二十七 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を</p>

<p>改正後</p> <p>設置し、又は管理すること。ただし、次に掲げるものの新築、改築又は増築については、この限りでない。</p> <p>イ 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）<u>第五条</u> <u>第六項</u>に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索 鉄道、モノレールその他これらに類するもの</p> <p>ロ (略)</p> <p>二十八〜三十三 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>設置し、又は管理すること。ただし、次に掲げるものの新築、改築又は増築については、この限りでない。</p> <p>イ 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）<u>第四条</u> <u>第六項</u>に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索 鉄道、モノレールその他これらに類するもの</p> <p>ロ (略)</p> <p>二十八〜三十三 (略)</p>
---	---

改正後	改正前
<p>（県自然環境保全地域に関する保全事業の執行の協議書）</p> <p>第十三条 条例第十五条第二項の規定による保全事業の執行の協議の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した協議書を提出して行うものとする。</p> <p>一 一七（略）</p> <p>二 前項の協議書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添えなければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>（特別地区内の行為の許可基準）</p> <p>第十五条 条例第十六条第六項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 建築物その他の工作物（以下「工作物」という。）を新築すること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>土・（略）</p> <p>・ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項に規定する航空保安施設</p>	<p>（県自然環境保全地域に関する保全事業の執行承認申請書）</p> <p>第十三条 条例第十五条第二項の規定による保全事業の執行の承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。</p> <p>一 一七（略）</p> <p>二 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添えなければならない。</p> <p>一 四（略）</p> <p>（特別地区内の行為の許可基準）</p> <p>第十五条 条例第十六条第六項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 建築物その他の工作物（以下「工作物」という。）を新築すること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>土・（略）</p> <p>・ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第四項に規定する航空保安施設</p>

改正後	改正前
<p>・ ・ ・ (略)</p> <p>・ 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第二条第一項第十六号に規定する電気工作物(火力発電所を除く。)</p> <p>・ ・ ・ (略)</p> <p>二・ホ (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>当該行為が次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 水又は温泉を 湧出させるために土石を採取すること。</p> <p>ハ〜ホ (略)</p> <p>六〇十四 (略)</p> <p>(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)</p> <p>第十六条 条例第十六条第十項第二号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六 道路法第二条第一項に規定する道路を改築し、又は増築すること(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)</p>	<p>・ ・ ・ (略)</p> <p>・ 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第二条第一項第十四号に規定する電気工作物(火力発電所を除く。)</p> <p>・ ・ ・ (略)</p> <p>二・ホ (略)</p> <p>二〇四 (略)</p> <p>五 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>当該行為が次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 水又は温泉を ゆう出させるために土石を採取すること。</p> <p>ハ〜ホ (略)</p> <p>六〇十四 (略)</p> <p>(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)</p> <p>第十六条 条例第十六条第十項第二号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜五 (略)</p> <p>六 道路法第二条第一項に規定する道路を改築し、又は増築すること(小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)</p>

七・八 (略)

九 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。

十～十二 (略)

（特別地区内における許可等を要しない行為）

第十七条 条例第十六条第十項第三号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イ 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、単箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。

ロ～ト (略)

チ 道路（道路法第二条第一項に規定する道路を除く。）を改築すること（舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

リ 信号機、防護柵、土留擁壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。

又～カ (略)

七・八 (略)

九 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

十～十二 (略)

（特別地区内における許可等を要しない行為）

第十七条 条例第十六条第十項第三号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

イ 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、単箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。

ロ～ト (略)

チ 道路（道路法第二条第一項に規定する道路を除く。）を改築すること（舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

リ 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通安全を確保するための施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築することを含む。）。

又～カ (略)

改正後

ヨ 航空法第二条第五項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。

タ 郵便差出箱、集合郵便受箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四百四十一条第三項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。

レツツ （略）

ネ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯籠、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。

ナ （略）

ラ 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（土から・まで又は・に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築又は増築後において土から・まで又は・に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。

土々 （略）

・ 門、堀、給水設備又は消火設備

・ ・ （略）

ム・ウ （略）

二々六 （略）

七 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの

イ々チ （略）

リ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成

改正前

ヨ 航空法第二条第四項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。

タ 郵便差出箱、集合郵便受箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第八十六条第三項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。

レツツ （略）

ネ 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。

ナ （略）

ラ 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物を新築し、改築し、又は増築すること（土から・まで又は・に掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築又は増築後において土から・まで又は・に掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。

土々 （略）

・ 門、い、給水設備又は消火設備

・ ・ （略）

ム・ウ （略）

二々六 （略）

七 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの

イ々チ （略）

リ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する

改正後

十五年法律第三十号) 第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

又スヲ (略)

八十三 (略)

(緑地環境保全地域に関する保全事業の執行の協議書)

第二十八条 第十三条の規定は、条例第二十四条第二項の規定による保全事業の執行の協議の申出について準用する。

(協議書、申請書又は届出書の添付図書の省略等)

第三十九条 条例第十五条第二項若しくは第二十四条第二項の規定による協議をした行為、条例第十六条第四項若しくは第十七条第三項第六号の規定による許可を受けた行為又は条例第十八条第一項若しくは第二十五条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る協議、申請又は届出にあつては、第十三条第二項(第二十八条において準用する場合を含む。)、第十四条第二項、第二十条第二項又は第二十条の二第二項(第二十九条において準用する場合を含む。)(の規定により協議書、申請書又は届出書に添えなければならない書類及び図面(以下この条において「添付図書」という。))のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 前項の変更に係る協議、申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を協議書、申請書又は届出書に添えなければならない。

3 第一項に該当するもののほか、条例第十五条第二項若しくは第二十四条第二項の規定による協議、条例第十六条第四項若しくは第十七条第三項第六号の規定による申請又は条例第十六条第九項、第十

改正前

法律(平成十五年法律第三十号) 第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

又スヲ (略)

八十三 (略)

(緑地環境保全地域に関する保全事業の執行承認申請書)

第二十八条 第十三条の規定は、条例第二十四条第二項の規定による保全事業の執行の承認の申請について準用する。

(承諾若しくは許可の申請書又は届出書の添付図書の省略等)

第三十九条 条例第十五条第二項若しくは第二十四条第二項の規定による承認を受けた行為、条例第十六条第四項若しくは第十七条第三項第六号の規定による許可を受けた行為又は条例第十八条第一項若しくは第二十五条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る承認若しくは許可の申請又は届出にあつては、第十三条第二項(第二十八条において準用する場合を含む。)、第十四条第二項、第二十条第二項又は第二十条の二第二項(第二十九条において準用する場合を含む。)(の規定により申請書又は届出書に添えなければならない書類及び図面(以下この条において「添付図書」という。))のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 前項の変更に係る承認若しくは許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添えなければならない。

3 第一項に該当するもののほか、条例第十五条第二項若しくは第二十四条第二項の規定による承認若しくは条例第十六条第四項若しくは第十七条第三項第六号の規定による許可の申請又は条例第十六条

改正後	改正前
<p>八条第一項若しくは第二十五条第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。</p>	<p>第九項、第十八条第一項若しくは第二十五条第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図書の一部を省略することができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。